

3D都市モデルを活用したデジタルツイン環境構築業務 公募型プロポーザル実施要領

3D都市モデルを活用したデジタルツイン環境構築業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

本業務は、国土交通省が取り組む「Project PLATEAU」に参画し、前橋市の様々な都市活動データや施設情報等を統合する情報基盤としてのデジタルツイン環境を構築することで、まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを実現することを目的とするものです。

2 業務の内容・概要

(1) 業務名 3D都市モデルを活用したデジタルツイン環境構築業務

(2) 業務内容

- ① 調査全体計画
- ② 3D都市モデルの整備
- ③ デジタルツインの構築
- ④ ダッシュボードの構築
- ⑤ 都市政策へのデジタルツイン活用方法の整理
- ⑥ 報告書の作成
- ⑦ 打合せ協議

※詳細については別紙仕様書をご確認ください。

3 予算額

30,833,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

契約締結日翌日から令和7年3月17日まで

5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できる者とします。

(1) 次の①～③のいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該公募及び入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- ② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１号各号に掲げる者
- （２）役員に、次の①又は②のいずれかに該当するものがないこと。
- ① 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から２年を経過しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第１９９条第１項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第１７４条第１項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- （４）破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第３条第１項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る者を含む。）でないこと。
- （５）自己または自社の役員等が次の①～⑦のいずれにも該当しない者であること。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （６）特定の政治活動又は宗教活動を目的とした法人、公序良俗に反するなど適当でないと認められる者でないこと。
- （７）本市の入札参加資格を有しない者にあつては、契約締結までに入札参加資格申請を行い、業者等登録が完了すること。

6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和６年７月 ９日（火）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和６年７月 ９日（火）
質問受付期間	令和６年７月 ９日（火） ～令和６年７月３１日（水）

質問書への回答期限	令和6年8月 7日(水)
提出書類受付期限	令和6年8月20日(火) 必着
審査委員会の実施	令和6年8月29日(木) 予定
審査結果通知書の発送	令和6年9月 上旬予定
契約締結、業務開始	令和6年9月 予定

7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和6年7月9日(火)から令和6年7月31日(水) 正午(12:00)まで
質問様式	別紙、質問書様式(様式4)
提出方法	FAX又はメールで提出してください。
提出先	下記「14 提出先」に明記
回答方法	8月7日(水)までに、応募のあった事業者すべてにメールで回答するとともに、ホームページに掲載します。

8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

(1) 応募申込書について

- ① 受付期間 令和6年7月9日(火)から**令和6年8月20日(火)**午後5時まで
(必着)
- ② 提出方法 持参又は郵送(一般書留・簡易書留)による
- ③ 応募申込書 別紙様式9部
- ④ 提出書類

(ア)「応募申請書(様式1)」	1部
(イ)「業務実施体制申告書(様式2)」	1部
(ウ)「企画提案書(様式自由)」	計9部
(エ)「見積書」(正本1部、副本8部)	計9部
(オ)「財務諸表」	計9部
(直近3期分の貸借対照表及び損益計算書の写し)	
(カ)「会社概要(パンフレット、企業概要等)」	計9部
(キ)「誓約書」	計9部

※企画提案書の様式は自由とする。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。ただし、提出書類一覧の他に、審査、選考上、必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 見積書の提出について

- ① 受付期間・提出方法は企画提案書に同じ
- ② 必要部数 9 部
- ③ 見積金額内訳明細書（任意様式）を添付すること。

(3) 提出書類の取り扱い

- ① 記載内容の変更等の禁止
提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
- ② 提出書類の返却
提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
- ③ 費用について
応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ④ 公表について
選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。
- ⑤ 資料の取扱い
公募者が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、公募者の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査委員会を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 審査委員会の実施

- ① 日 時 令和6年8月29日（木）午後1時30分から午後4時まで
提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、候補者を選出します。
- ② 審査項目 別紙「審査基準」のとおり
- ③ プレゼンテーションの実施（1回を予定）
 - （ア）所要時間
1 提案者あたり35分以内とする。
（準備5分、説明15分、質疑応答10分、片づけ5分）
 - （イ）実施方法
・ 対面方式
 - （ウ）その他事項
・ 提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを複数日に行うこと

や、開催日時を変更することがある。

- ・プレゼンテーションにおいて、コンピュータやプロジェクターなどの必要な機器がある場合には、提案者において準備すること。モニターは会場に1台有り。
- ・プレゼンテーションの出席人数は、3名以内とする。
- ・企画提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は審査の対象としない。
- ・審査委員会は非公開とする。

④ 審査結果発送予定 令和6年9月上旬予定

審査を受けた事業者すべてに連絡します。

なお、審査結果の理由等については回答しません。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、外部委員等で構成する選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(3) 選定基準

- ① 事業の理念及び仕様書（案）に基づく運営が図られるか。
- ② 事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・ 資格要件を欠くもの
- ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・ 見積金額が「3 予算額」に記載の予算上限額を超える場合
- ・ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・ その他選定に係る不正行為があったもの
- ・ 本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合。
- ・ ほかの提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合。

(4) 契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を（又は、総合得点が最も高い者を）契約候補者（優先交渉者）して選定する。
- ② 契約候補者となることができる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての提案者に文書により通知するとともに、ホームページにおいて公表します。時期は、令和6年9月上旬を予定しています。

(6) その他留意事項

① 応募団体に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

② 選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

③ 提案の辞退

企画提案書の提出後に辞退をする場合には、審査委員会前日の正午（午後0時）までに、辞退届（様式自由）を前橋市役所都市計画部都市計画課）に持参又は郵送（一般書留・簡易書留）により提出すること。

10 契約

- (1) 企画提案書は、あくまでも調達先を選定するための資料であり、提案書自体がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は公募者との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は公募者に帰属します。

11 特記事項

特に無し

12 その他

(1) 応募提出書類に係る事項

- ① 提案された企画提案書等は、契約候補者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- ② 企画提案は、1提案者につき1点とする。
- ③ 本公募手続において、用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨（円）、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。

(2) 費用について

企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とします。また、プレゼンテーションの実施経費についても同様とします。

13 別添資料等

- (1) 3D都市モデルを活用したデジタルツイン環境構築業務 仕様書
- (2) 提出書類一覧
- (3) 応募申請書、業務実施体制申告書及び誓約書（様式1～3）
- (4) 事業者選定審査委員会設置要綱
- (5) 質問票（様式4）
- (6) 辞退届（様式5）

14 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町2-12-1

前橋市都市計画部都市計画課

電話 027-898-6943

FAX 027-221-2361

E-Mail toshikeikaku@city.maebashi.gunma.jp